

「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に係る

確認結果についての説明会（幌延） 議事録

- 1 日時 令和元年11月20日（水）18:30～20:30
- 2 場所 幌延深地層研究センター 国際交流施設
北海道幌延町宮園町1-8
- 3 説明者 北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室長 佐藤 隆久
北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 参事 池本 浩暁
北海道宗谷総合振興局 産業振興部長 水戸 文彦
幌延町 副町長 岩川 実樹
幌延町 企画政策課長 藤田 秀紀
- 4 出席者 54名（うち町外6名）
- 5 報道 道新、読売、朝日、毎日、共同通信、宗谷新聞社、NHK、HBC、HTB 他
- 6 議事内容

（事務局）

お時間になりました。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に係る確認結果についての説明会に、ご来場いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めさせて頂きます幌延町企画政策課の角山と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、開会にあたりまして、幌延町副町長の岩川よりご挨拶申し上げます。

（幌延町 岩川副町長）

皆さん、こんばんは。ただいま紹介のありました幌延町の岩川と申します。

今日の説明会は、北海道さんと幌延町の共催ということにしておりますので、僭越ではありますけれども、私の方から、開会にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、そして雪で足下の悪い中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

今年の8月2日に、原子力機構から、幌延町における深地層の研究に関する協定、いわゆる三者協定の第7条に基づきまして、北海道と幌延町に対しまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」が提示され、研究期間延長の協議の申し入れがなされました。

これを受けまして、道と町では三者協定の第14条に基づく確認会議を開催することとし、5回の会議を開催したところであります。確認会議では、研究計画（案）に関しまして道民の皆様から寄せられましたご質問等を踏まえつつ、研究計画（案）の研究内容の必要性や妥当性、三者協定との整合性を論点に専門有識者の方のお力も借りながら 原子力機構に対して計画変更の内容を確認し、先般、確認会議の内容の取りまとめを行って、公表させていただいたところであります。本日は、この取りまとめ内容につきまして、幌延町及び周辺市町村の住民の皆さまにお知らせすること、そして様々なご意見を伺うことを目的に、本説明会を開催させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

大変、簡単ですけれども、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

（事務局）

本日、登壇しております説明者の紹介をさせていただきます。座席奥からの紹介になります。幌延町企画政策課長、藤田です。

(幌延町 藤田課長)

幌延町企画政策課の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

幌延町副町長、岩川です。

(幌延町 岩川副町長)

岩川です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室長、佐藤です。

(北海道 佐藤室長)

佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

北海道宗谷総合振興局産業振興部長、水戸でございます。

(宗谷総合振興局 水戸部長)

水戸でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事を進めてまいります。議事の（１）、これまでの経過と確認会議について、こちらを事務局より説明申し上げます。

(北海道 池本参事)

こんばんは。事務局の池本と申します。資料２によりまして説明させていただきます。着席させていただきます。

「令和２年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の協議申し入れに係るこれまでの経過と「幌延深地層研究の確認会議」についてというタイトルでございます。１、の申し入れ以降の経過がありますが、ご承知のとおり８月２日、日本原子力研究開発機構が、北海道と幌延町に対し、「令和２年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について申し入れがありました。８月５日には北海道と幌延町が「幌延町における深地層の研究に関する協定書」いわゆる三者協定ですが、１４条に基づき「幌延深地層研究の確認会場」を開催することで合意しております。その後、９月５日になりますが、今回申し入れのあった研究計画（案）に対する、道民の皆様からの質問などの募集を開始いたしました。これは１ヶ月続けまして、１０月４日まで行いました。その後、９月１０日になりますが、第１回の「幌延深地層研究の確認会議」を開催いたしました。確認会議につきましては、９月１０日以降、１１月６日まで５回開催しております。開催の結果については後ほどご説明いたします。１１月６日になりまして、研究計画（案）に関する確認結果を公表させていただきました。公表と同時に、道民の皆様からご意見を受け付けるということで、これは１２月５日まで実施しております。詳細については後ほどご説明いたします。昨日になりますが１１月１９日にこの確認結果についての説明会を札幌市で開催しました。本日、１１月２０日午後、幌延町周辺市町村の皆様へ確認会議の結果についてのご説明をいたしました。現在、確認会議の結果の説明会ということで、幌延町のこの会場で開催をしております。

それでは「確認会議」の概要などについてご説明いたします。道と幌延町は、三者協定１４条

に基づいて、確認会議を開催することとし、申し入れがありました研究計画（案）に関して、必要性、妥当性、三者協定との整合性という三つの論点を設定し、内容を精査することとしました。

確認会議では、北海道、幌延町それから専門有識者にも入っていただき、確認事項を整理し、また、先ほど申しました道民の皆様からの質問も募りまして、研究期間の延長や最終処分場になるのではないかとといった200の質問が寄せられたところでして、これらの質問を加えて、原子力機構に対して質問を行いました。

確認会議の構成などですが、北海道と幌延町の職員が構成員となっており、先ほどご紹介させていただきました4名が構成員でございます。また、設置要綱において、専門的な内容が含まれていることから、専門家の方の助言を受けることができるという規定がございますので、今回、多分に専門的な内容を含む研究計画（案）であったことから、地質学、地盤工学、原子力工学、環境工学、それと行政法の大学の教授、准教授の方にも入っていただきまして、質問ですとか、我々への助言をしていただきました。

開催の状況です。先ほども申し上げましたが、第1回を9月10日に開催いたしまして、この会議中では確認会議をどのように進めていくかということについて、出席の皆様へ説明を行いました。また、原子力機構からの研究計画（案）につきまして、詳細な説明を受けました。その説明を受けた後、参加者の間で、今後、この会議において確認していくべき事項について議論をし、そこから論点の抽出を図りました。第2回は10月10日に開催しております。この場で、研究計画（案）に関する質問事項を提示いたしました。掲示した質問に対応して、原子力機構からこの第2回目については、研究の必要性を中心とした回答を受けたところです。第3回目は10月23日なのですけれども、この日は、第2回で質問を文書で提示してございましたことから、回答を、書面で提示していただいたところです。論点のうち、妥当性、裏になりますけれども、三者協定との整合に関する質疑を行いました。第4回は10月31日になりまして、第3回目まで設定した三つの論点の議論を進めてきたところですが、その中で再質問ですとか、もっと詳しく説明して欲しいとか、様々なことをお願いして、それに対する回答を頂いて、また、質疑を行ったところです。第5回目は11月6日になります。この中では、4回目までに進めてきました議論の取りまとめを行ったところです。（3）の主な確認事項ですけれども、先ほど申しましたとおり三つの論点に分けて議論、質疑をしてきたところですが、必要性の部分の中では、地層処分研究の位置付けや、当初計画の成果と検証、計画延長の必要性、また、20年程度の研究としながら期間を延長する必要性といったことを、質疑を中心に行いました。妥当性の部分では、研究延長する期間の問題ですとか、さらなる延長の可能性はないのか、また、計画終了までの工程と埋め戻しの提示を求めて、これらについての質疑を重ねました。三者協定との整合性の部分では、協定を遵守するということに関する原子力機構の認識、また、三者協定の中の基本的な事項とされている2条から5条、放射性廃棄物の持ち込みをしない、使用しない、最終処分を行う実施主体への譲渡、貸与しない、研究終了後は地下施設を埋め戻す、将来とも処分場としない。こういった基本事項について、機構に考え方を質問しました。以上、確認会議の経過についてご説明いたしました。

（事務局）

続きまして、議事の（2）、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について、議事（3）、「確認会議での確認内容について」、こちらを北海道経済部産業振興局環境・エネルギー一室室長、佐藤よりご説明申し上げます。

（北海道 佐藤室長）

改めまして、北海道庁環境・エネルギー一室の佐藤でございます。私の方からご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず、資料3でございます。資料3につきましては、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」ということで、今年の8月2日に原子力機構の方から、掲出があったものでございます。簡単に言ってしまうと、計画を延長したいという内容の計画（案）が出てきたということです。この計画について簡単にご説明をさせていただきます。1ページの下の方の2をご覧ください。必須の課題と研究成果に対する評価についてということで、必須の課題というのがございます。これは幌延の深地層研究センターで平成27年以降に、三つの必須の課題に重点を置いた研究開発を進めてきております。具体的には、2ページをご覧くださいと思いますが、2ページのところに、上の方から、①②③でございます。実際の地質環境、地下の環境における人工バリアの適応性試験、幌延には放射性廃棄物の持ち込みはしていませんが、実際にそういう地下で処分をするという時に、放射性廃棄物の回りを人工バリアという粘土状のもので包むような形になりますが、そういった人工バリアが、例えば、地下の中の地下水で膨らんだり、中にある放射性廃棄物が熱を持ちますので、そういったところへ、人工バリアというのが、どのように変化するかということの研究するという試験を行っているのが①です。②が処分概念オプションの実証ですが、人工バリア等の置き方ですとか、品質がどのように変わっていくかとか、処分坑において、処分坑というのは地下に掘られる処分をするための穴ですけれども、そういったところで水が出てきたり、支えられるような支保技術とかの実証をやっていくということ。③の地殻変動、地震等によって、断層等のずれが生じたり割れ目が生じたようなときに、堆積岩が元に戻るという力がどのようにあるのかということの研究する、こういった三つの研究を原子力機構の方でやってきたところです。そして（2）のところに行きますけれども、そうした課題で得られた成果というのが、2ページから3ページに書かれております。3ページの方に移りますが、評価の結果というところについては、原子力機構が外部有識者の委員会での評価を受けました。その結果が下に記載されていることで原子力機構が示してきています。評価の結果のところでは全体として概ね適切に研究が遂行され、5年間の目標を達成できたと評価すると。今後は、その技術の確立が可能な水準に達するまで、様々な試験を続けるということ、地下研究施設を最先端の地層処分技術を実証するプラットフォームとして共通基盤として国内外の関係者に広く活用されることを期待するといった評価を受けたとしています。4ページにいきまして、3、でございますけれども、今後の進め方というところで、原子力機構はこのような評価を踏まえまして、令和2年度以降、必須の課題について、今まで出来てこなかったようなことについて、研究を続けたいと、簡単に言えば研究を続けたいというお話が出てきたところです。6ページになりますが、これらの研究課題をどのように続けていくかということを書いているのが、上4行ですけれども、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間という、わかりにくい表現ですが、これを目途に取り組むと。その上で国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば埋め戻しを行うことを具体的工程として示すという表現の記述をしてきたところでございます。その下にございますのは、その研究開発を進めるにあたって将来的に、当初計画の研究対象の範囲内において、国内外の関係機関の資金や人材を活用することを検討するとしていると。そして、一番下のところで、幌延のセンターではこれまで通り、北海道と幌延町との協定を遵守するとともに、安全確保を第一に調査研究を進めていくという6ページの説明、こういった計画案が8月2日に出てきたところでございます。これを我々として延長の申し入れを受けていいのかというところで、まず、最初に確認をしなければいけないのは、その内容というのはどういうものであるのかということきちんと確認をしなければ、判断しようがないというところで、先ほど事務局からご説明いたしました、幌延町と一緒に研究計画（案）の内容について、本当に必要なものなのか、延長期間とか、内容は妥当性があるものなのか、そして、何よりも重要なところでございますが、三者協定をきちんと守れるのか。三者協定の中では、放射性物質を持ち込まないですとか、実際の地層処分の実施主体に貸与や譲渡をしない。終了後は埋め戻す。そして、最終処分場にしないといった基本となる部分について、きちんと守られるものであるのかというところ

を確認する必要があったということで、確認会議を幌延町と私どもで開きました。その内容が資料4でございます。資料4は、機構からの6枚の説明では見えてこないようなところにつきまして、一つは道と幌延町の方で確認を行うということ。それと、道民の皆様からご質問を頂くということで、ご質問を確認会議の場で機構の方に回答を頂くということ。そういうことをやるとともに、専門有識者の方にも加わっていただき、さらには、我々が自分達で質問した項目以外、道民の皆様の質問の中でも、ここはもっときちんと聞いておかなければならないという部分につきまして、確認をいたしまして、それをまとめたということでございます。ですので、最初の段階で機構が説明していたことというのは、非常にボリューム的に少なかったところを、いろいろ出していただいて、その結果こういうことだと確認したことが資料4でございます。まず一番の必要性ですけれども、センターの意義や役割についてですけれども、ここについては、地層処分をするために必要な技術や方法の信頼性について、実際の地下環境で確認するということ、深地層を体験・理解する場であるということ。それと、幌延の地下研究施設はジェネリック地下研究施設、最終処分場としない場所で技術を磨く地下研究施設であるということの位置付けを確認しております。続いて、2番目でございますけれど、我が国における地層処分研究の位置付けとして、日本において地層処分が技術的に実施可能であると国内外の専門家によって確認されており、国においてその様々な方針や計画にあるようにその信頼性を高めるために、地下研究施設を使って研究開発を行うということが重要であるということ。それと三つ目でございますが、外部評価の結果については、先ほどお話しましたように、6ページものを書いてあるのですが、全体として概ね適切に実施されていますけれど、一部の研究については十分になされていないという評価をされているということ。それと、外部評価で技術の確立が可能な水準に達するまでというのは、実際の地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態ということを確認しております。幌延で、なぜ研究計画を延長しなければならないのかという説明につきましては、全体として概ね適切にやられたということですが、一部研究に遅れがあり、成果が十分に得られていない。それで成果を得るには、継続して実施をする必要があるということにつきまして、研究項目を全部で、三つの必須の課題を八つの項目に分けて、それぞれについて、なぜ研究が遅れてきたのか、そうした研究というのは当初から予定されていた計画の範囲の中でやるのかですとか、それをどうして続けていかなければいけないのかという確認を行ってきたところでございます。その下のポツにございますけど、延長が必要になったのは、機構の説明による外部評価に加えて、フィンランドで実際に地層処分というのはこれから行われるということで、そういったところでの規制の基準というのが見えてきたということで、そういったレベルへの対応ですとか、そういったような部分を国内外の地層処分を巡る情勢というのは、変化があるということも要因だという説明でございました。その下にございます瑞浪の研究、岐阜県にございます国内で幌延とともに二つある地下研究施設でございますけれど、こちらの研究が終了するのに、幌延で延長をする理由でございまして、瑞浪は地層科学研究のみを行っており、ここは研究の目的を達成したということなのですけれども、幌延については、地層科学研究というのは大きく分けると二つに分かれまして、一つは地層科学研究、もう一つが地層処分研究開発というものに分かれておまして、地層科学研究というのは、地質ですとかそういうところを調べるような、地学のようなイメージの研究です。それと、地層処分研究開発というのは、実際に地下に埋めて、どういう影響があるかというようなことを、工学的な部分も含めてやる研究ですが、この両方を行っている。瑞浪にない研究として、地層処分研究開発という工学的な部分を含んだ処分の方法の研究をやっているということで、地層科学研究という地学的な研究は、ほぼ終了したのですけれども、地層処分研究開発は継続してやる必要が残ったということ、そこを継続するという説明を受けました。続きまして、2番の妥当性でございます。2ページでございます。研究計画（案）と当初計画の範囲の関係でございまして、今回出てきたところは、当初計画の範囲に収まっているということが、一つ大きな確認をしなければならない事項として、元々、道

と町、そして原子力機構と三者の間で結んだ三者協定というものの中で、対象としているのは当初計画でございます。この当初計画の範囲になるかというところをきちんと確認しなければならぬというのがございました。それで当初計画の研究は、既に三つの必須の課題に重点を置いて取り組まれているというのは先ほども資料3で説明したのですが、平成27年に研究課題を、重点を置く三つの必須の課題に絞り込んでいるということで、今回の計画（案）もその三つの必須の課題の範囲内で行うと、つまり当初計画で出てきている課題の範囲内で行うこと、それと何れの研究も、放射性廃棄物を持ち込まない研究であるということを確認してまいりました。

このことから、研究計画（案）は、新たな研究計画ではなくて、研究期間の延長であり、そうしたことから、今回、原子力機構が三者協定の第7条というのは計画を変更するという手続き、それに基づいて出してきたということで、第7条に基づく研究計画の内容の変更の対象となるということ、確認会議として確認したところでございます。次に、研究期間でございますが、6ページの研究計画（案）の中で、令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めることという表現になっておりますけれども、それでは、この第3期及び第4期中長期目標期間とは何だということ、その確認を行っております。この中長期目標期間というのは、国の政策の目標期間ということで、第3期の国の中長期目標期間につきましては、7年間ということで、令和3年度までの7年間の計画ということで、今動いている計画です。ですから第3期中長期計画については、期間は分かりますが、第4期中長期目標期間というのはこれからの話を書いているので、これは一体何なのかということ、どこにも定義するものがないということで、そこを確認しました。その結果、その下にございますが、第4期中長期目標期間というのは、令和4年度から令和10年度までだと確認をしております。第4期中長期目標期間というのは定まっていないのだから、これから例えばこの期間が10年になったらどうなのかというような話を確認したところ、そこはあくまでも、4年から10年の話であるということで、この第4期中長期目標期間が変わっても、あくまでも令和10年度までの期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めるということの確認をしたところでございます。この技術基盤の整備の完了というのは、後ほどまた定義のお話が出てきます。次のマルでございますが、研究終了までの工程とその後の埋め戻しについてということで、これは機構が、1番目のポツでございますが、第3期中長期計画の中で、平成31年度末までに、つまり今年度末までに、研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定をすることでございます。それについては、現段階で機構は示したのか、それとも、これから示すのかということについて確認をいたしました。その結果、機構からは、研究計画（案）の6ページの上4行、先ほどもご説明しましたが、ここに書いていますカッコのところ、少し長いのですが、読みますが、「これらの研究課題については、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間を目途に取り組みます。その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程と示します。」と書いてあるところで示したという発言がございました。それでは、ここについてはどういうことかというところを確認しないと、意味がはっきりしませんので確認をしたところ、まず、先ほどの繰り返しのようになりますが、研究については、第3期及び第4期中長期目標期間、つまり令和10年度までの間に、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めるという話でしたので、我々としては、それではこの3期と4期の目標期間、つまり令和10年度までの期間を通じて技術基盤の整備の完了が確認されるようにやるのですね、ということを確認し、そこは確認をしていくという話は受けました。ただ、第4期中長期目標期間で技術基盤の整備の完了が確認された場合には、研究を終了するという言い方をしてしまっていて、技術基盤の整備の完了が確認されたというのはどういうことかということを確認しまして、その下のポツでございます。幌延深地層研究センターの地下施設において調査技術やモデル化・解析技術が実際の地質環境に適応してというのは、地上等を含めて、センターで調査し、色々なところで使えるようにモデル化をしていく。実際、個々のところを調

べていくというのは現実的に無理ですので、色々なデータを使って、モデル化して計算式等で実際どういうところで、どういう現象が起きるのかというのを予測する技術で、そういった技術が実際の地下環境、幌延の地下においても使っていけるのかを確認して、その有効性が示されている状態を意味するということを確認したところです。この確認というのは、国や原子力機構の外部評価委員会、外部の専門家、要は機構の中にいる人たちが評価するのではなく、外部の、例えば大学の先生等により行われるものと想定をしているという確認ができたところです。仮に、技術基盤の整備の完了が確認できなかった場合はどうなるのかという話をしています。これは、そういう整備が確認できないことを前提としたというよりは、仮にというお話がございますので、そういった場合どうなるのかということの確認をしましたところ、研究を継続する必要がある場合には、機構は改めて計画変更の協議を道と幌延町に申し入れるということです。ただ、協議が整わなければ、道や幌延町が、これは計画の変更には当たらないと、そういったことで協議が整わなければ計画は変更できずに第4期中長期目標期間で終了するという確認が取れたところでございます。続きまして、3ページにいきますけれども、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すということについては、具体的工程というのは、埋戻しの施工方法や、作業の手順、期間等であるということを確認しました。また、研究計画（案）の処分概念オプションの実証に記載した実証実験、これは何かというと、先ほど、三つの必須の課題の研究がありますという話をした中で、実際に地下環境の施設において、人工バリアを埋めたり、何かあったときのために取り出したりするような実証試験をやることになっていて、実際やっているのですけれども、そういうもの以外の立坑の埋め戻し、立坑というのは、地上から、今ですと地下350メートルの中に坑道があるわけですが、そこまでの立坑を最後、埋め戻すことになるのですけれども、そこについては、今回の研究計画の中では、研究の対象としていないことの確認をしております。また、深度500メートルでの研究につきましては、第3期、第4期中期目標期間において、まずは350メートルの調査坑道で各研究に取り組むとしています。従来500メートルで行うとしていた研究についても、350メートルで成果を得られる見通しがあるということで、そこでやったりする、国際的なプロジェクト等を利用することによって、机上等の議論でも可能だということが示されておりまして、地下500メートルでも研究を行うことが必要とされた場合には、500メートルの掘削を判断するというところで、500メートルありきではないというのは今回の研究計画（案）になっております。その下ですけれども、施設の安全確保対策については、長期間が経過していることで、機械や設備について、更新や補修を実施しています。その下の3番目の、三者協定の整合性でございますが、まず放射性核種の持ち込みについては、これは機構が言うまでもない話として、当たり前の話でございますけれども、協定を遵守して、放射性廃棄物を持ち込まず、また、放射性核種を利用しなくても有効なデータを得られることについて、専門家等含め確認をしたところでございます。次に2番目のマルでございますが、国内外の関係機関の資金や人材の活用ということです。これは、国内外の関係機関の中に、最終処分事業を行う実施主体であるNUMOという組織がございます。こちらの方が、含むのか含まないのかということについては、現在のところ具体的な計画があるわけではないけれども、NUMOも想定し得るという説明がございました。ただ、三者協定としては、最終処分事業を行う実施主体に対して、この施設を貸すとか、この施設を譲渡するというのは、最終処分場に繋がるということがございますので、これは絶対しないということがございます。そういう中で、仮にNUMOの資金や人材を活用する場合でも、NUMOへの譲渡や貸与は行わないことを大前提で、機構が主体となって機構の責任において研究施設を運営管理していくとの説明を確認いたしました。それと、3番目のマルですけれども、研究が順調と聞いていたのですけれども、平成30年度の成果報告書の説明、7月くらいだったと思いますが、その説明の後に、すぐに、令和元年8月2日に、この申し入れがあったということで、それは、きちんと情報の公開をされていないのではないかというようなお話に対して、原子力機構の方から外部委員会が評価を行ったのは3月で、その後どういう対応する

かという話をして、本研究計画（案）は、組織決定したのは8月1日であったという説明を受けておりました、事実としてはそういうことだという説明を受けました。それと三者協定の遵守につきましては、機構は今後とも三者協定を遵守する認識がある。これは言うのは簡単ですが、道として、きちんと守るということが判断の大前提でございますけれども、三者協定を遵守する認識というのを確認し、最終処分場とせず、研究終了後に埋め戻すことについて確認をしたということで、こちらについて、少し話が長くなりましたけれども、機構の方から、確認会議において説明を受け、確認したという事項でございます。

こうした確認の中で、先ほどからお話しておりますように、52名の、また200件の質問等が、道への意見等も含めてお寄せ頂いている状況でございました。それで、そうしたものにつきまして我々としましては、そういったことに関する質問をしてきたところではございますけれども、やはり道民の皆様にも、最終処分場になるのではないかとという疑念ですとか、不安というものがあるということで、様々な質問に限らず、ご意見を頂いているところで、そうしたものを資料5の方で紹介させていただきたいと思っております。このマルの項目につきましては、資料4と対応するような項目になっております。全ての意見の中から、意見をピックアップしまして、さらに、質問の中から、一番おっしゃりたいことはこういうことではないかというところの区分を取り上げさせていただいております。まずは、センターの意義や役割についてですけれども、研究の成果というものが、幌延とは異なる地下環境下では適用できないのではないかとというのは、幌延は研究施設だということですが、この事業の目的自体が地層処分ですけれども、実際に使えるような技術の研究ということであると他の土地では使えないのではないかとという質問。また、廃棄物を模した物体で研究しているのが、幌延でございます。一切、放射性廃棄物が入っていないことを、我々も三者協定で確認しているところで、廃棄物を模した物体で研究をしているところなのですが、それでは実際に、高レベルの放射性廃棄物を埋める時に、役立つ研究なのかというご意見。それと、8年から9年の研究をやったところで、10万年という非常に長い期間の安全が担保できるのか、想定外のことも起きるのではないかと、というご疑念も出てきたとこのことです。また、我が国における地層処分の研究の位置付けにつきましても、日本には安定した地層は無く、核廃棄物の存在を後に知らせることができない、地下に埋めてしまうので知らせることができない地層処分は即刻見直すべきとか、幌延のような、塩分を含んだ地下水のある地域で地層処分を目指した研究をすることは間違いではないかというご指摘もございました。また3番目のマルでございまして、外部評価の結果について、技術の確立が可能な水準に達するまでとあるけれども、その確立というのは実現できるかどうかかわからないのではないかとというご指摘もございました。また、下のマルでございまして、幌延での、研究計画の延長の必要性について、今回の評価で成果が出たのだから、研究を再延長する必要はないだろう。それで、今後も技術が確立するまでやるのかというお話。それと2番目のポツでございまして、計画案の記述では、実質的な期限なき延長だと、これは今まで、20年程度と言ってきた説明とは違うのではないかと、整合性を説明して欲しいという話。それと同じようなお話になるかと思いますが、機構自らが20年程度でできると言った計画なのだから、今までの説明が嘘偽りだったのかという話。そして、4番目に、三者協定が結ばれていますが、延長そのものが三者協定違反じゃないか。あと五つ目には、そもそも研究には終わりはないのだから、当初計画の20年程度を越えるということで、そこで終わりにすべきではないかというご意見が出ています。また、一番下のマルでございまして、瑞浪が研究終了するにあたって、幌延で研究を続ける理由として、なぜ、幌延だけが続くのか、幌延ありきではないかというご指摘もございました。続きまして、次のページにいきまして、当初計画との関係についてということで、研究計画（案）は長期なのだから、新たな計画になるのではないかとというご指摘や、若干技術的なお話になりますけれども、過去に回収技術の検証はやらないといっているけれども、実際今回やるのではないかとというご指摘ですとか、その下の、そもそも幌延の、基盤研究とか基本的な研究を超えた研究をやるのではないかとというご指摘等も

ありました。また、協定7条により、当初計画の内容変更について、大幅延長までを提案するのは乱暴な手法であると、無期限延長の大前提になって協定違反や約束の反故に当たるのではないかというご指摘もありました。また、研究期間につきましては、研究期間を大幅に延長することは道民との約束違反だというお話ですとか、2番目のポツにあるように、研究計画の見直しの撤回を図って、まずは、終了までの工程や埋め戻しを明らかにしていくというお話ですとか、なし崩しの無期限延長になるのではないかというお話。一つ飛んでしまいましたけれども、研究の場として際限なく使うのではないかというお話。あと、その二つ下ですけれども、処分地の候補地が決まらない限り研究を続けるのではないかといったお話ですとか、新規事業としてやるべき話ではないかというご指摘もございました。その下に行きまして、研究終了までの工程とその後埋め戻しが示されていないのではないかというご指摘もありますが、ここは機構の方から、先ほどの、研究計画（案）の6ページの上4行で示しているということがありまして、確認会議で確認している部分でございます。また、研究終了後の見守り期間も必要ではないか、そういう環境等への影響等を含めて見守りが必要ではないか、というご意見がございます。また、何をもちいて技術基盤の整備の完了ができたというところについては、具体的な目標設定がないのご指摘があります。また、500メートルでの研究についても、建設の有無がはっきりできるのか、今そういう記述がないという話ですね。一番下でございますが、安全確保対策については、延長というのは危険性も延長することになるというご指摘です。3ページ目に行きまして、国内外の関係機関の資金や人材の確保についてということで、NUMOの資金管理団体、NUMOという研究ではなくて、実際の地層処分を行う実施主体の資金管理団体である原子力環境整備促進・資金管理センター、いわゆる原環センターとっているものですが、その資金というのが入ってきて、NUMOの下請け研究を行うことにもなるのではないかと、また、今後、NUMOの資金とか職員の活用がどんどん進むのではないかと。そういうことによって、最終処分場に近づくのではないかとご指摘もございました。また、情報の公開について、先ほどお話したように、埋め戻しについてぎりぎりまで態度を明らかにしなかった。大幅にいきなり延長をするのは、情報公開を定めた三者協定の6条に違反しているのではないかというお話。それと、三者協定の遵守ということでは、大幅延長で終了時期の明記がないと、この意見を頂いた時点ではそういう確認会議での議論はなかったの、機構の計画案を見る限り、そういったことの明記がないということなのですけれども、そういった計画を認めれば、研究終了して埋め戻すという約束が、事実上反故になって、無期限の存続になると、協定も破られかねないのだけれども、協定の重みを機構はどう考えているのか。それと同じように、大幅延長で終了時期の明記がないのは、道民との約束違反だというお話がございました。そして、最後に機構の姿勢ということで、今まで不誠実な姿勢を取り続けてきたことがありますので、機構は20年の計画を、今回ばっさり切り捨てた。機構の何を信用して良いのかといったご意見が出たところでございます。

頂いた意見の中には非常に厳しい意見もあるものと我々も受けとめておりますが、こうした内容につきましても、確認会議で、機構としてどう考えるのかという確認を行ってきたところでございますが、道民の皆様にはご疑念、ご不満等はあるかと思っておりますので、後ほどご説明いたしますけれども、今回我々としましても、現在、道としては、まだ、今後の対応の方針というのを決めているところではございません。道といたしましては、今回のような道民説明会を含め、道民の皆様から頂く意見等や、道議会の議論、地元幌延町の考え方等も踏まえながら、我々としては、今後、どういう方針にするかを決めていくというふうに考えております。そうした中で、もう意見等はでてきているのではないかと話もあるかと思っておりますけれども、少し細かいお話ですけれども、最初、私たちが求めたのは、確認会議で機構のわからないところを、質問を受け付けようということで受け付けたのですけれども、そこで様々な意見を頂いたのが事実でございます。そういった意見をお示しした上で、前回の質問等の募集は、質問だからということで、お出しにならなかった方々もいると思っておりますので、そういった方々のご意見も聞きながら進めようというこ

とで、今回のような説明会もやりますし、メール、郵便などでの受け付けもしているという形で、今後もご意見等を受け付けていきたいと考えているところでございます。若干説明が長くなってしまいましたが、資料6と資料7という大冊がついております。これは、内容のご説明は割愛させていただきますが、確認事項と結果ということで、我々の方で頂いた道民の皆様のご質問、ご意見も入っています。そういったところを落とすということではなくて入れております。また、幌延町ですとか、道からの質問。それと専門有識者の各大学の先生たちの質問等を左側に入れまして、結果としてどのような確認ができたかというところを埋めているものでございます。機構等からの回答というところから始まっているのですけれども、機構の回答で我々が全然説明不足だと、納得できないところについては、更問という形で質問させていただいております。道民の皆様から頂いた意見にも、我々の方で、こういったところを質問しないとわからないというところも含めて確認した結果が以上でございます。これについても我々としてはオープンにしていこうという考えでございます。資料7につきましては、そうした確認会議で、機構等から説明があった資料、それと機構に説明がわからないのでわかりやすく作って欲しいという説明をした資料でございます。参考までに最後にA3の資料がついておりますが、なぜ、研究を今回行わなければならないか、なぜ、研究が遅れて、それで当初計画の中で出来なかったことを、次の計画の中で何をやるのか。それで、何年間かけてやるのかというのをまとめた資料もついております。これが資料7でございます。それで資料8の方には、道民の皆様から北海道に対する意見を頂きました。機構への質問事項という形で頂いたのですが、道へ意見も頂きました。これは中には過去のお話とかもあります。全体といたしましては道の姿勢ですとか、今後どうするかというお話がございますので、道としましては、皆様方のご意見等、道議会の議論等を踏まえながら、方針を決定していくということで、後日、お示しをしていきたいと思っております。こうした質問を頂いたということは、我々としても、受け止めているところでございます。資料9につきましては、先ほどいった意見のお話ですけど、後ほどご説明をさせていただきます。以上でございます。

(事務局)

それでは続きまして、議事の4に移りますが、質疑を始める前に、ここで5分間休憩を取らせていただきます。ただいまの手元の時計で19時26分ですので、5分間、31分からの開始とさせていただきます。時間までにお席にお戻りいただければと思いますが、他に、予定のある方ございましたら遠慮無く退席いただいて結構です。それでは19時31分から始めさせていただきますので、5分間休憩とさせていただきます。

【休憩】

(事務局)

それでは時間となりましたので、議事の(4)、質疑に移らせていただきたいと思っております。これまでの説明につきましてご質問あるいはご意見などございましたらお願いいたします。なるべく多くの方からご質問を受けたいと思っておりますので、まずはお1人につき1、2問程度にまとめていただいて、ご質問が一巡した後、再度ご質問を受けさせていただきます。質問、意見につきましては、挙手の上、司会の指名後に発言をしていただければと思います。それでは、ご質問等ある方は、挙手をお願いいたします。

(質問1)

今のエネルギー室長さんの説明、よくわかりました。それで、確認会議を5回にわけて、着々と淡々となさってきたと。よく説明でわかりましたし、幌延町民、多数の方が、原子力機構さんの深地層研究所の誘致をするときから、かなりの9割以上の人たちが推進してきたと。その現実

を見まして、ちょっと耳の痛いところも確かにあります。ただ一つ、国が、原子力廃棄物を今後どうするかという研究を行っていかなければならないという大義名分が必ずあると思うので、それについて道も協力していかなきゃならない。幌延町はもちろんですけど。その点を、どのように考えているのかということと、今まで原子力機構さんの各年度の報告会、私の場合、多分100%参加して知識がない中、地層のこととか色々聞いてきているのですけれども、確かに反対する人たちは、いろいろ心配してくれて、原子力機構さんの今の態度だとか、勝手にやっているのではないかと、食料の生産基地であるからということも含めて、心配してくれるのは大変ありがたいのですけども、何度も話に出ました三者協定がありますよね、それを遵守していくというのは、多くの町民、私も含めて思っておりますし、もしそれを持ち込もうとして、例えば選挙等があれば、ほとんど反対と。北海道としての食料生産基地、全国の中でも食糧自給率の高いこの大地を守るために反対するという意思是、町民のほとんどがもっている。ある意味では、国民全体に言えることなのですから、総論賛成、各論反対、我が町内にもってきたら反対というのはわかるのですけども、やっぱり北海道としては、私は持ってくるべきではない。そういうような運動を今後とも進めていく町民が多いのではないかと思います。そういうことを踏まえて、是非、研究施設、これは話が戻って申し訳ないのですけれども、幌延町が、ある意味では、企業誘致のような形で原子力関連施設を持ってきたという経緯がございます。国の施策の中で、この道北地方が過疎化で悩んでいる、北海道全域に言えることなのでしょうけど、それをやっぱり国、道、地元が、やはり企業誘致等を含めて、人口減少をどうやって食い止めるか、そういった機会にもなっていますので、是非とも研究をこれまで以上に続けていっていただきたいと思います。以上です。

(北海道 佐藤室長)

2点のうちの1点目でございますけれども、道として、原子力廃棄物研究に対する考え方という部分でございますけれども、ご存知のように平成12年に、北海道では、特定放射性廃棄物に関する条例を作っております。その中で、一つは特定放射性廃棄物の処分方法について、処分の方法が十分に確立していないということで、そうした処分方法の研究を進める必要があるというのは条例の中で謳っていることでございます。北海道の姿勢としましても、そういう話であるのですけれども、そういった中の一つに、幌延という話があると思います。ただ、一方では、特定放射性廃棄物の持ち込みということに関して言いますと、当然、幌延の研究施設においては三者協定というものの遵守は絶対のことであると考えておりまして、それは我々としては、絶対に守っていかなければならないということで考えておりますし、北海道全体ということでもいいますと、その条例の方に同じように書いているのですけれども、我々としては特定放射性廃棄物の持ち込みについては慎重に対処すべきであり、受け入れ難いということを宣言しているという状況でございます。我々としてはそこについては、条例制定以来、考え方というものを全然変えておりませんし、こうした姿勢でやっていくという考えでございます。

(質問2)

この会場に、実は何十回も来ているのですが、原子力機構さんがいつも説明会のときに、それで、ここは原子力機構さんの建物ですね。そこで道や、町の皆さんの方から、こういう説明を聞くというのは、ちょっと変な感じがするのですが。8月2日に、原子力機構さんから申し入れがあって、それを、先ほどの計画ずっと説明をされていきましたけども、出された内容は6枚ぐらいの極めて薄っぺらの内容で、よくわからない、抽象的なもの、これが本当に計画案なのか、そこからして大問題なのですが、そういう抽象的な、要するに言ってみれば、つかみどころはあるけど、とらえどころがない、そういう計画案が出されている。それに対して1ヶ月間だけ、質問を取ったら、全道から200の質問が集まって、膨大な量の資料が作成される。原子力機構さん

からは、道から求められている資料がまた後から出てくるというような経過を辿っているのですが、特に、おかしいなと思うのは、9月10日に第1回の確認会議、確認会議というのは幌延の問題が起きてから初めて開かれているのですね。確認会議が初めて9月10日に第1回が行われてから、第2回が10月で、10月に3回も開かれているのですね、それで11月で終わり。量としては、先ほどまとめた内容が出されましたけれど、原子力機構さんが書いた回答と道民の声、質問者ですね。全道から出された質問者の声は、私たちが出せと言って道が出したのですからね。私たちが、道にお話に行って、こんな片手間なことで説明会をやるのか、中止しなさいと言って、それに対して道の方で反対の意見がたくさんあるのに、なぜ出さないのか、その二つを以て説明をするならまだわかるけども、原子力機構だけの言い分を、道民に道が説明をするのはおかしいのではないかという話を、道の方に行って、言ったときに、反対意見の方もちゃんとまとめますみたいなこと言って出てきたのがこれですからね。最初から、おかしいですよ。そもそも道の進め方が。それで、何回聞いてもわからないのは、一番大事なところ、研究期間のところ。先ほどから道は期限については、確認した確認したといっているのですけど。どうやって研究期限なんて確認されてない。誰が聞いても確認されたなんて思えないです。なぜこれを確認した確認したといえるのですか。期日を例えば何年の何月までだって、年度は何年度までだって、明確に原子力機構が言っているのだったら、それだったら確認といえますよ。だけど原子力機構さんが、また、申し出をしたら、それについては検討するとなっているのですから。こういうね、誤魔化しみたいなことをやるから信用できないのですよ。一番信用できないのはこういうことなのです。確認もできてないところを確認したというから信用できない。他にもたくさんありますよ。質問2点だけだというから、あとでやりますけど。

(北海道 佐藤室長)

いくつか、ご指摘があったのですが、今言った2点というのをもう一度お願いします。

(質問2)

なんでこんなに急いでやるのですか。

(北海道 佐藤室長)

我々としては、急いでいるというつもりはございません。そこに関しては、やるべきことをまずきちんと、間を空けずにやろうという考え方でやってきたということでございます。

(質問2)

これだけの量、一ヶ月で3回もやっているのですよ。道民の誰がわかっているのですか。

(北海道 佐藤室長)

そこは、我々として、一連の話ということで、確認をしっかりとやろうということで、続けて、連続性のあるということでやったということです。

それと、もう1点、研究期間でございますけれども、繰り返しになりますけれども、我々いたしましては、確認をしているという考え方でございます。研究期間については、確認会議において、令和2年度以降の研究は、先ほど来ご説明しました第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるように進める。それで、第4期というのは令和4年度から令和10年度であるということの確認をしたところです。最終的に、機構の方に対して、確認会議で、仮にとかそういう言葉がありますけれども、機構としては、「第3期、第4期中長期目標期間を通じて、つまり令和10年度までの間を通じて、技術基盤の整備が完了できるように研究を行うということによろしいですね。」という最終確認をして、「そうだ。」という回答を

得て、そういう考えに至っております。

(質問3)

この計画延長には、大賛成であります。なぜなら、その資料にもあります瑞浪での研究終了に伴い日本国内で唯一の地層処分の技術の研究所であります。それで、将来の処分場のための研究がまだ中途半端で終わるということに関しては、将来の日本国内での処分場立地に向けて研究データというのはまだまだ不十分だと思っております。そういう意味で、延長には賛成でありますし、地域の活性化、三法交付金を含めて幌延町のみならず、隣接市町村及び道にも、この三法交付金は渡っていると認識しております。そういう意味で、地域活性化に向けての交付金が大事だと思いますし、次に質問でございます。先ほど室長の方からご説明がありました資料4、この中に深度500メートルの研究について、ありきではないという言葉を使いましたね。これは、機構から出た言葉なのでしょうか。その確認が一つと、幌延町民としては、当初計画に500メートルという計画案が示されております。これ、ありきであるということであれば、計画変更ではないのですか。であれば道が指摘すべき項目ではないのですか。この点について、質問いたします。

(北海道 佐藤室長)

500メートルの件につきましては、正しく言うと、500メートルを必要とされた場合にはやるということで、まずは350メートルの坑道の中で取り組むということでございます。やらないと決めたのかということ、現時点で500メートルをやらないと決めたわけではないと。まずは350メートルでやると。そういう取り組みの中で、500メートルでも研究を行うことが必要とされた場合にはやるというのが、回答としては正しい言葉でございます。ありきという言葉は、訂正させていただきます。そうしたものが、計画変更に当たるかということなのですけれども、当初計画ということでのお話でございますのでそう考えた場合には、この当初計画の中でどうするかという話になりますので、範囲と私どもは理解をしております。

(幌延町 岩川副町長)

補足させていただきます。500メートルの掘削の件については、幌延町の方から、機構さんの方に確認をさせていただきました。「今回の令和2年度以降の計画(案)の中に500メートルについての記述がありませんけれども、500メートルの掘削というのは、止めることにはしたのですか。」と聞きましたら、これは、当初計画に書かれていて、変更はしていません。500メートルというのは残っています。」ということでしたので、それはやらないということではないということは、お伝えしておきます。

(質問4)

深地層研究所計画に対する道の基本姿勢、基本的な考え方に変更があるのか。あるとすれば、何をどう変えたのか、その理由。無ければ無いということだけ答えていただいても結構です。二つ目の質問ですが、道として今回の協議に対する判断基準というのはあるのかどうか。あれば、どのようなものかお知らせいただきたい。それも含めて道民意見を募集するに当たって、示して、求めるべきだと思います。3点目、道は、深地層研究所の設置にあたっては、幌延町にも、地域の振興に資する施策として、これまで具体的にどのようなことをしてきたのか。併せて国がどのようなことをしてきたのか。そして、幌延町が国や道に具体的にどのような提案や要望をしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

1、2問ということなので、1点だけ先に申し上げ、2点、3点になるかもしれませんが、言いたいと思います。深地層の研究を計画に沿って推進するために締結したのが、三者協定である

以上、計画に沿って20年で終了すべきである。14条は、この協定の履行状況、すなわち、20年で終了することを確認するためのものではありませんか。なぜ、三者協定が結ばれたか。このことを正しく理解しているのであれば、安易に研究延長など、機構としては言い出せないことだと思います。北海道新聞の記事によれば、岐阜県知事は処分場になるのではという県民の不安を払拭するため、期限を守るよう繰り返し求めてきたとされています。期限が重要だということと、繰り返し求めてきたということです。青森県の三村知事は先週11日に、梶山経済産業大臣に会って、青森県を最終処分地にしないとの約束を引き続き遵守しますと確認をしています。約束があるにもかかわらず、三村知事は、関係閣僚が代わる度に確認をしている。またこれも繰り返しやっている。ところで北海道の現知事は何をしてきたのでしょうか。北海道選出の参議院議員になって北海道に住んでいるのか、北海道で活動しているのかどうかよくわかりません。今は富山県で兄さんか弟さんの知事選挙を手伝っているのかもしれませんが、今、言っているような岐阜県、青森県の知事の行動、やってきたことからみて、三者協定があるからといっても、しっかりと監視をし、計画を守るよう強く言っていかなければならないということだと思います。この件に関して、当てはまる言葉は、直接的ではないのですが、「権利の上に眠るものは保護されない。保護に値しない。」という言葉があります。権利はしっかり繰り返し主張していかないと保護されないということだと思います。幌延がなし崩し的に処分場にされるのではないかという道民の不安や懸念を払拭する一番の方策、担保措置は研究終了と埋め戻し以外にはないと思います。とりあえず以上です。

(北海道 佐藤室長)

計画に対する道のスタンスですけれども、道としては、三者協定の遵守というのは、重大な話であると考えております。そこに関してのスタンス等は今回も変わっておりません。そうした中で、今回新たに出てきた研究計画(案)というのは、我々としては、確認会議の席で、新たな研究計画ではなくて、当初計画の研究期間の延長ということで、三者協定の変更の対象になると確認をしたということでございます。二つ目の判断基準というお話でございしますが、我々としては、道としての判断基準を示してから意見をというお話かと思いますが、今回、道としての対応の方向を決めていくために、まずは、確認会議を通じて、延長の理由ですとか、協定との整合性などについて今回の申し出がどのようなものであるかということを確認したところでございます。道といたしましては、この結果を、皆様にお知らせをして、道民の皆様のご意見を聞きながら、今後、道議会での議論、地元の幌延町等の意向も踏まえまして、対応の方針を判断すると考えているところでございます。

地域振興についてですけれども、道では電源立地、地域対策交付金、これ自体、国から交付されているものでございますけれども、発電用の施設の周辺地域における公共施設の整備等を促進し、地域の住民の福祉の向上を図って、発電用施設の設置ですとか運転の円滑化に資するため、国から交付されている交付金というのがございまして、地域振興に向けまして、これを効果的に活用していくということが必要と考えております。また、地域経済の振興ということで、地域の産業振興というのを図っていくということも重要と考えております。道としましては、今後とも、様々な産業支援する機関等もございましてこういったところと連携しながら、国の施策等や、民間の力もお借りしながら、地域の産業の活性化に努めていくという考えでございます。

(質問5)

これまでの確認会議の作業、大変ご苦労さまでございました。また、今日の説明会の説明、非常にわかりやすい説明で、私たちも本当に聞いていても、よくわかったと思っております。実は私も、この令和2年度以降の計画に対して、非常にその通りであると普段から思っていた一人で

すけれども、この度、たまたま機会がありまして、幌延のこの研究施設と併せて、実際に放射性廃棄物を使用した研究所、大洗に行きまして視察してまいりました。幌延の現地での研究が、今後の地層処分に対する影響が大きい、素晴らしい効果を上げているということを実感してまいりました。このような施設というのは、国内でこの現地で研究されているというのは幌延しかないという事実も踏まえ、また、北海道としても、泊原発を所有する以上、この原発から出る特定廃棄物をどのようにしていくかということも考えると、研究期間を区切って、ありきで研究するのではなくて、本当に安全な処分が可能なかどうかということも含めてきっちりと最後まで研究をしていくということだと思えますし、私たちもそれを望んで、その研究を、センターを支援していくという判断でございます。どうか、これからもよろしくお願いいたします。

(質問6)

意見だけ一つ。核廃棄物が、しっかりと処分されることが、核廃棄物が増え続ける中、深地層研究で、地層廃棄物に向けて、これからの時代、後の世代にゴミを残すことは良くないことだと思うので、しっかりと研究をして、確立して欲しいと思っております。以上です。

(質問7)

先ほどから研究期間に関して意見がありますけれども、地層処分に関しては国が特定放射性廃棄物に関する法律を策定し、これを JAEA が研究するというところで、日々着実にお仕事されているという認識ですが、20年という期間の言葉が出ていますけれども、当初計画でも、20年程度と考えているという文言になっていますし、20年で研究終了するとは一言も書いていないわけで、先ほど、意見があったように、今後、原子力発電所に反対されている方がいらっちゃって、廃止や廃炉という話も、頻繁に出てきていますけれども、そうすると特定放射性廃棄物が必ず出てくるので、それをどうするのかという議論だと思っています。それが、国が地層処分という地下に埋設するというところで進めているのであって、もう20年という、その計画が重要ではなくて、地層処分に対するその研究の成果が、そういう内容が問われているのだと思っています。将来、最終処分場が選定され、これは NUMO さんによるものでしょうけれども、その地域に住まれる方の最大限安全で安心できるような技術が確立されていないと、この話が進まないわけで、そのためにも、研究が必要だということで、延長に申し入れがあったのですから、それを拒否することはないと思っています。先ほどの説明で、北海道条例、特定放射性廃棄物に関する条例についても、先ほども触れられていましたけれども、条例の中身では、研究を推進していくという立場というのが一つで、現状では、特定放射性廃棄物を受け入れ難いという文言になっていると思っています。質問は、条例に関して、道が研究施設に関して推進するという立場であるという認識でよろしいのかどうか、そこを質問したいと思えます。

(北海道 佐藤室長)

条例等にごじますように、処分方法が十分に確立していない中で、その処分方法の試験研究を進めていく必要があると条例でうたっております、その中の一つとして、こういった研究があると考えております。条例から見るとそういう話ですけれども、三者協定の遵守というところもごじますので、注意というか、条例の制定のお話もごじますので、そういった点も含めて、きちんと判断していくという考えでございます。

(質問8)

さっき、基本姿勢、基本的な考え方。本当にそうなのというのがあるのですけれども、基本姿勢を本当に知っているのか、基本的な考え方を知っているのかというのをさっきの回答では、すこぶる疑問に感じました。地層処分研究開発について、外部評価委員会あるいはフィンランドの

規制委員会から、様々な課題が指摘されたとしています。外部評価委員会は、機構に対しては一定尊重義務があるのかもしれませんが、道民及び北海道とこうしたところとの間に何の関係があるのだろうかという話ですよね。北海道並びに道民と約束したのは、原子力機構であります。原子力機構は協定内容に則して誠実に取り組む責務を有しているのではないのでしょうか。外部からの指摘や研究課題の要請には、別の場所、別の方法を考えて勝手にやれば良い話です。二つ目、原子力機構は再延長も示唆していますという話ですから、今回しっかりとたがをはめないと、仮に今回の延長案を認めるとしても、今回限りということをはっきり示して、原子力機構も了解したということでない限りは再延長、再々延長にも、道として異議を主張できなくなる。結果として自動延長の繰り返し、無限に続く可能性がある。処分場にされるのではないかという道民の不安、懸念が続くことになります。そうした苦痛を道が道民に強いることになると思います。条例や協定の上に、あぐらをかいて黙っていると、しまいには、せつかく穴があるのだから処分場にするとはい出しかねません。条例や協定に限界性があるわけですから、しっかりとすべきことは言っていかなければいけないと思います。研究終了の時期とそれに併せた埋め戻しの工程が、あるいは今回限りであるということが明記され確認されない限り、今回の協議は拒否してください。

(北海道 佐藤室長)

我々としては、これから、道民の皆様の様々な懸念とか疑問というところもあるということ、これからも色々な意見を頂くとありますが、そういったご意見等も頂きながら、議会議論ですとかを踏まえて判断をしていきたいと考えております。

(質問9)

今、いろんな意見が出されているのですが、期限が示されていない、それが懸念なのです。だから、なし崩し的になるというのは、三者協定では、何のために作ったかということ、なし崩しにさせないことをどう担保するかということで、道が考え出したのが三者協定なのです。さっき私の前に何人かお話ありましたが、ああいう意見が出るからなし崩しになってくるのですよ。これ道民だって同じなのですよ。道が適切に情報を知らせなければ、そうなるのです。上の方から言われれば、だから私たちは、不安だから、期限を示させるように言っているのです。これは幌延だけの問題でないのですから。これは意見です。それで質問なのですが、幌延で研究が続いていくということについては、そうはならないよと言っている一つは、ジェネリック研究施設であるからですよと言っていますね。それは道も確認しました。もう一つ、同じような研究で、内容が変わるわけじゃないのですが、サイト・スペシフィック地下施設研究というのがあります。これは出された資料に載っていますけれど、ところがこの説明が、原子力機構さんが、これに対する説明が非常に、どこからこの内容がでてきたのかわからないのですが、ちゃんとした説明はNUMOさんがしているのです、これに対して。どういう説明かということ、サイト・スペシフィックの研究施設というのは、処分地にするわけではないけれどもと言っているわけではないけれども、処分地に適した地層で、可能性のある場で研究する研究方法なのですよ。そういうふうには書いていませんよね。原子力機構さんの説明文は。これ、ジェネリックの研究施設からサイト・スペシフィック研究施設に移らないという保証はない。研究が続いていくということはより細かい研究をその地域で、どんどんやっていくということなので、必然的にサイト・スペシフィック研究になっちゃうのですよ。そういう研究施設であるということ、道の方はそうはならないよと説明できるのでしょうか。研究が続いていくと結果的に研究を細かくやればやるほどそういうことになってくる。幌延の地域の海岸地域というのは、非常に適した地層だと言っているのですから。幌延だけじゃないですけども、そういうふうになっているということ。だから、全国で、どこも核のゴミを引き受けるなんてところはない。福島で、ああいう事故があつて、なお、

原子力発電所を推進しているのはばかげたことですよ。本当に。

(北海道 佐藤室長)

サイト・スペシフィック地下研究施設にならないのかということですが、今、幌延は、ジェネリックということで、あくまでも、研究をやっていく施設ということでやっています。そうした中で、我々としては、研究を終了させる、終了して埋め戻すというところまでは、三者協定のお話でして、この施設を、サイト・スペシフィック地下研究施設に移行するということはない……。

(幌延町 岩川副町長)

ジェネリック研究所の件については、うちの方から質問をさせていただきました。機構さんにね。この地下研究施設というのは、すごくもやもやとしていて、2種類あると聞いていました。資料集の6ページをご覧になっていただきたいのですが、地下研究施設と地下調査施設という2種類の地下研があります。幌延の地下研究施設というのは、ジェネリック研究所だということを、今回確認いたしました。このジェネリック研究所とは何かというと、最終処分場としない場所で、技術を専門的に磨く地下研究施設であると。ここで磨いた技術を、後々、どこかで処分場が決まったときに、地下調査施設を設けるときに技術を使っていくということです。それと地下調査施設、いわゆるサイト・スペシフィック研究所というのは、最終処分候補地の適正を見定める地下研究施設だということで、これは処分場選定プロセスの中で、文献調査があつて、更に概要調査があつて、精密調査と段階的に処分場の選定を移行していくのですが、そのたびに、候補地の地元の首長さんや知事さんの、同意を得なければ進んでいけないというプロセスになっていまして、幌延の地下研究施設は、そういった手順を踏んでいないので、処分場ということではないということは、エネ庁の担当課長さんがはっきりとおっしゃっていましたので、幌延が、サイト・スペシフィック研究所になるということはありません、明確に申し上げておきます。

(質問9)

今のエネ庁の人が言ったのですか。こういう言葉というのは、必ず定義というものが出てくるのですね。言葉の定義は何処がしているのですか。

(幌延町 岩川副町長)

定義ということじゃなくて、概念で、2種類があります。世界の中にはそういうのが。

(質問9)

今言ったのは、別のやつです。もう一つあるのです。研究所を決めるときに、段階でやる研究は、本当に処分地が決まったときにやる研究のことをいっている。これは違う。サイト・スペシフィック研究というのは、これはNUMOが定義している。NUMOが定義した内容では、建設が有望である地域の処分対象となりえる地層での地下研究施設である。いいですか、別に文献上とか、定義上とか関係ない。建設が有望である地域だから、処分場として、例えば、科学的特性マップが出ましたよね。あの地域にあるところで、建設が有望な地域であるところで、処分対象となれる地層、幌延だって処分対象となれる地層なのですから、そういうところでやる地下研究施設なのです。ここでやる研究のことを言っている。だから、研究が進んでいって、処分場が、ここで可能だということになったら、その隣に処分場ができるという内容なのです。

(幌延町 岩川副町長)

研究というのは NUMO がやる研究ですよ。

(質問 9)

NUMO がやる研究とも、機構がやる研究とも書いていない。

(幌延町 岩川副町長)

我々、幌延町としては、町内には、放射性廃棄物は受け入れないということを条例で決めていますし、そういう処分場選定のプロセスも踏んでいない研究所というのは、そういうことになりませんよということは申し上げておきます。

(北海道 佐藤室長)

道といたしましても、三者協定を遵守して、研究終了後、それを埋め戻すということをおこなっております。あくまでもジェネリック研究施設として研究を行うという話です。

(質問 10)

2点、もう一度質問させていただきます。道の基本姿勢と基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。二つ目は、原子力機構は、協定内容に即して誠実に取り組む責務を有しているという考え方について、私は当然のことだと思いますけど、どう考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

(北海道 佐藤室長)

道の基本姿勢につきましては、三者協定を遵守していくということが基本姿勢でございます。機構が誠実にやっているということは、情報公開等も含め、きちんと三者協定に則ってやっていくということが必要であると考えます。

(質問 11)

基本認識、基本的な考え方は、平成12年9月に北海道は出していますから、それを読んでください。それを読まないでこんな議論をしても何の意味も無い。それと、原子力機構が協定を遵守して誠実に取り組む責務を有するのは当然のことだと思いますが、この言葉を拡大解釈、曲解、歪曲せずに、素直に言葉どおり、しっかりと受けとめていただきたいと思います。議事録の中で、室長は信頼が大事だと言っていましたけれども、まさに誠実に機構が取り組んできたのかというところが一番、ネックになってきているわけですから、そこはしっかりと認識をしていただきたいと思います。

(質問 12)

NUMOの資金や人材の活用を想定していますかと聞いたら、現時点でははっきり決まっていなけれども、想定はし得ると答えた。今、現在だって共同研究で NUMO の資金流れていますよね。NUMO の資金で、NUMO の人材も使って、幌延で研究が、もし始まった場合に、原子力機構の施設ではなくて、実態は NUMO の施設になってしまうのですよ。だから、ずるずると研究が進んでいくとそういうことになっていくのです。NUMO と関係ない。処分場にならない。幌延のあそこは処分場にならないよ。同じ地層のところは処分場になりかねないといっているのですよ。だから、そういうふうに NUMO の人材や金までも入ってきて、ここで研究をやるということを、なぜ、道が確認してそれを認めるということになるのですか。そこは、しないと書いていないのですからね、NUMO の原子力の回答では。

(北海道 佐藤室長)

NUMO との共同研究ですとか、資金とかは、入っていないという事実はございます。たぶん、おっしゃられたのは原環センターですか。原環センターとの共同研究ですとか、資金が一部採択という形で入っているという事実は確認しております。我々は、そういうことがないように、きちんと三者協定の確認をしてきているということでもあります。

(質問 1 2)

確認していないじゃないですか。ダメだと言ってないじゃないですか。人材とか、資金を使うことでどうダメだと言っています。

(北海道 佐藤室長)

機構の主體的な取り組みとしてやっていく必要があると考えております。

(質問 1 2)

会社だって、他の企業からお金をドンと入れて、人材も派遣されたら、その会社が主体となったと言えないでしょ。普通のことですよ。そんなことは。銀行から資金管理されているのと同じことになるのですよ。

(北海道 佐藤室長)

金額の多寡の問題というのもそういう問題だけじゃなくて、やはりきちんと機構が主体的にできる状態が求められていると考えています。

(質問 1 2)

この考え方はダメだと言えますか。

(北海道 佐藤室長)

今言っていますように、機構は主体となり、やっていくということだということです。

(事務局)

他にご意見、ご質問等ございます方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、質疑を終了させていただきます。

本日は多くのご質問ご意見いただきましたが、この他にも、ご意見等ございましたら、お配りした資料 9 のとおり北海道では、1 2 月 5 日までご意見を受け付けております。資料 9 に、これは確認結果の公表についてと併せて、意見の募集について、閲覧資料の入手方法ですとか、ご意見の受付期間、また具体的な提出方法について記載しておりますので、ご確認ください。また幌延町におきましても、町内在住及び町内で在勤在学されている方を対象に、意見を募集しておりますので、お寄せいただければと思います。

それでは以上をもちまして、本日の「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に係る確認結果についての説明会を終了いたします。本日はお忙しい中ご来場いただき、誠にありがとうございました。携帯電話等、お忘れ物がございませんようお気を付けてお帰りください。以上で説明会を閉じさせていただきます。